

令和5年5月2日

保護者様

新型コロナウイルス感染症における登校許可証の改定について

都立花畑学園校長

堀江 浩子

日頃より本校の教育活動に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。

この度、新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。それにより「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和5年4月28日付5教総総第340号）が発出され、今まで新型コロナウイルス感染症は第一種の感染症とみなしていることから、出席停止期間の基準を「治癒するまで」となっていました。しかし、第二種に位置づけされたことで出席停止の期間が改訂されましたので、以下の内容を御確認ください。

なお、これに伴いまして本校の登校許可証を改訂いたします（裏面参照）。新型コロナウイルス感染症における登校許可証の取り扱いについては季節性インフルエンザと同様、以下のとおりとなりますので、御活用いただきますようお願いいたします。

【出席停止期間の基準】

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
無症状の感染者においては、検体を採取した日から5日を経過するまで
症状が軽快とは、解熱剤を使用しない解熱、呼吸器症状が改善傾向にあること

※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日」とは、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する。

【登校許可証の取り扱いについて】

- ①医療機関を受診し陽性の診断を受けた後、医師より登校時期について指示を受ける。
- ②学校に感染症に罹患したことを報告する。
- ②症状が軽快した後に、本校独自の登校許可証を保護者が記入する。
- ③登校初日に学校へ提出する。

ただし、出席停止期間の間違いなど、書類に不備が見られた場合は御家庭への連絡及び場合によっては出席停止期間の延長の御協力をいただく場合もあります。

問い合わせ先

副校長	森田 明美
	野澤 良介
	山岸 武
主幹教諭	高橋 淳
主任養護教諭	神達 彩加
電話	03-3883-7200